

保護者各位

八戸市長 熊谷 雄一
(公 印 省 略)

八戸市子ども医療費給付事業の制度拡充について(お知らせ)

市では、子ども医療費給付事業として、市内に住所を有するお子さんが医療機関を受診した際の医療費の一部負担金(保険適用分)を助成しています。

令和6年1月診療分から**所得制限を撤廃**します。
現在、所得制限超過などで受給資格をお持ちでない方が新たに助成を受けるためには、**申請が必要**です。

申請については、裏面及び記入例をご確認のうえ、同封の「八戸市子ども医療費受給資格認定申請書(兼同意書)」を提出してください。

なお、本年12月下旬から審査結果を順次文書にてお知らせしますが、市で所得情報が確認できない方(未申告あるいは令和5年1月1日時点で八戸市以外に住民登録があった方)は、認定の可否のお知らせが遅くなる場合がありますのでご了承ください。

【助成の内容】

八戸市内に住所があり、健康保険に加入しているお子さんが対象となります。

なお、生活保護受給者、または施設入所等で医療費の負担がない方は対象外です。

対象児童	対象区分	助成方法
0歳～中学生	通院	○現物給付(県内医療機関のみ ※接骨院等を除く) <u>医療機関等窓口</u> に、 <u>保険証と受給資格証を提示</u> してください。 ※医療費のうち一部負担金(保険適用分)については、窓口での支払いは発生しません。ただし、入院の場合、保険外(自費)分については助成対象外のため窓口での支払いが発生する可能性があります。
	入院	
高校生等	入院	○償還払い(給付申請) 県外の医療機関や接骨院等を受診するなどし、医療機関窓口で医療費を支払った場合は、給付申請にて助成を受けてください。申請日の翌月末日に保護者名義口座へ振込、助成となります。

この通知は、令和5年8月31日現在、八戸市子ども医療費給付事業の受給資格をお持ちでないお子様のいるご家庭に対し、お知らせとしてお送りしているものです。

兄弟がいるご家庭で、現在未就学のお子様のみ資格をお持ちの場合は就学のお子様も資格を持てる可能性がありますので、ご確認の上申請をお願いいたします。

※医療費給付事業に該当する旨通知するものではありませんのでご注意ください。

○申請方法

《提出書類》

- 八戸市子ども医療費受給資格認定申請書(兼同意書)

※新たに認定申請されるお子さま分の申請書が必要となります。

申請書裏面にある記入例を参考に記入をお願いします。

- お子さんの健康保険証の写し
- 保護者様のマイナンバーのわかるもの

※申請日時点で保護者様の住民登録が八戸市にない場合のみ必要となります。

(例：マイナンバーカードの写し、マイナンバーが記載された住民票の写し)

- 保護者様名義の金融機関普通預金口座が確認できるもの(通帳等の写し)
- ※償還払い(給付申請)の際の医療費振込口座となります。

《注意事項》

- ・「保護者」とは、親権を行う方、未成年後見人等で、お子さんを現に監護し、及び生計を維持している方になります。子ども医療費給付事業においては、お子さんの保険証の被保険者が「保護者」となります。また、父母ともに国保の場合は、所得が高い方が「保護者」となります。
- ・マイナンバーによる情報連携ができない方、また情報連携に同意いただけない方については、「所得証明書」の提出が必要となりますので、予めご了承ください。

《提出方法》

郵送、または子育て支援課に直接提出

※窓口混雑解消のため、可能な限り郵送による提出にご協力をお願いします。

※郵送の場合、届いた日が申請受付日となりますので余裕を持ってご提出ください。

《提出期限》

発送月によって異なりますので、到着した文書で御確認ください

※提出期限を過ぎても申請いただけますが、申請日によっては助成を受けられない期間が発生する場合がございます。

【お問合せ】

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 別館2階
八戸市 子育て支援課 子育て給付グループ
TEL 0178-43-9428(直通) 担当：福岡、工藤